

群馬大学大学院保健学研究科聴講生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学院保健学研究科規程第13条の規定に基づき、群馬大学大学院保健学研究科（以下「本研究科」という。）における聴講生に関し必要な事項を定める。

(入学時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 聴講生として入学できる者は、群馬大学大学院学則第26条第1項各号若しくは第27条の各号のいずれかに該当する者又は本研究科において適当と認めた者とする。

(入学志願)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、保健学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の卒業証明書

(4) 写真（最近6月以内に撮影した上半身脱帽名刺判大のもの）

(5) その他必要と認められる書類

2 聴講生の出願期間は、次のとおりとする。

前学期 3月1日から3月10日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

後学期 9月1日から9月10日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

(入学許可)

第5条 聴講生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、事情によっては、学長の許可を得て、6月又は1年に限り、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により、在学期間を延長しようとする場合には、在学期間延長願を研究科長を経て、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(試 験)

第7条 聴講生に対しては、試験を行わない。

(実験・実習経費等)

第8条 聴講生は、指導教員の許可を得て、実験及び実習を行うことができる。

2 実験及び実習に要する費用は、聴講生の負担とする。

(退 学)

第9条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、研究科長を経て、学長に願

出て、その許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第10条 聴講生として不相当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すものとする。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、本研究科の規程等を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。